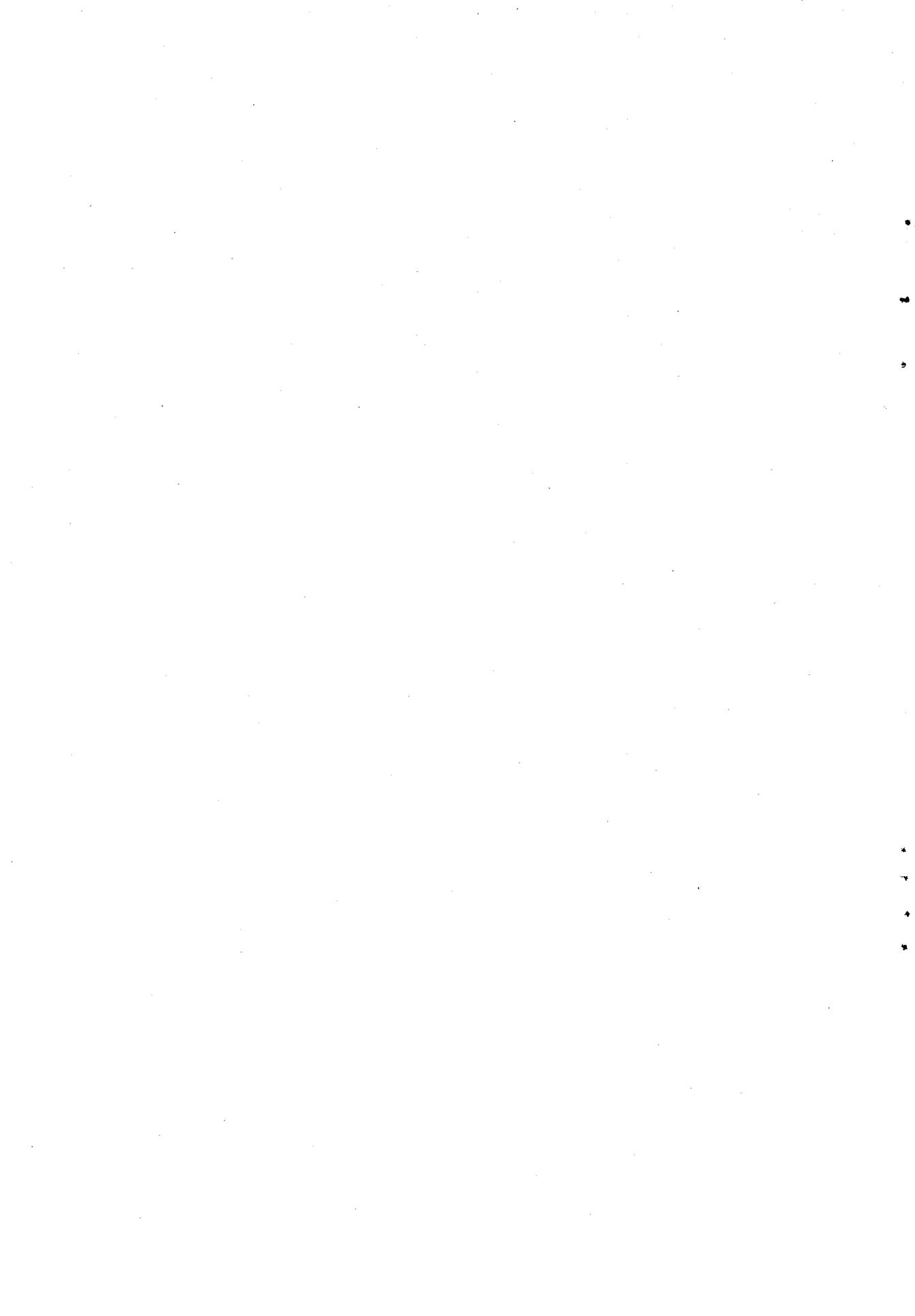


# 保健衛生

---

- 1 公 衆 衛 生 129
- 2 救 急 医 療 制 度 133
- 3 環 境 衛 生 135
- 4 環 境 保 全 144
- 5 緑 化 推 進 150
- 6 ご み 処 理 152
- 7 し 尿 処 理 156
- 8 産 院 158
- 9 市 民 病 院 159



# 1 公衆衛生

## (1) 概況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の老齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかなければならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センターを開設した。さらに平成元年には南部保健センターの開設を予定している。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

保  
衛

### 施 設

(平成5.1現在)

名称 区分	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所在地	九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	十禅寺町242番地
敷地面積	3,222㎡	1,759.64㎡	1,689.7㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建物面積	延1,999㎡	延2,798.81㎡	延1,702.9㎡	延1,273.35㎡	延1,349.99㎡
開設年月日	昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日(予定)
改築年月日	昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建設費	80,400千円	645,936千円	261,779千円	291,269千円	361,248千円
構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類型	U1	U2	-	-	-
医師	4人	2人	1人	1人	1人(予定)
保健婦	13人	12人	13人	10人	8人(予定)

(2) 母子保健対策

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

年度		63
区分		
妊娠の届出受理数		7,047人
母子健康手帳発行数		7,091
保健指導	妊産婦健康相談	7,135
	母親学級	2,055
	育児相談	2,224
	育児学級	952
	受胎調節実地指導	1,185
	家族計画相談	1,513
	婚前学級	57
	思春期の子をもつ母のつどい	1,266
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	794
	訪問指導	妊産婦
新生児		5,295
未熟児		888
乳児		979
幼児		1,577

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

年度		63	
区分			
医療機関委託分	妊婦	一般	12,396人
		精密	2,811
	乳児	B型肝炎	6,192
		B型肝炎	23
		3カ月児	一般
6カ月児	一般	5,586	
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	6,265
		一般	6,554
	1歳6カ月児	歯科	6,517
		精密	69
	3歳児	一般	6,416
		歯科	6,367
	精密	64	

ウ 母子栄養食品支給状況

年度	59	60	61	62	63
区分					
牛乳(本)	9,106	12,601	10,535	9,555	8,458
粉乳(缶)	240	210	278	257	186

(注) 母子に対し牛乳……1日1本支給

粉乳……月1缶支給(1,200gを限度とする)

対象者 生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯

支給期間 母……妊娠5カ月から出産後満3カ月日まで

子……出生後4カ月目から満1歳まで(但し、栄養欠陥児に限る)

### (3) 老人保健

昭和58年2月、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

#### 老人保健（医療以外の）事業の実施状況

##### ア 健康手帳の交付

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
医療受給資格者	3,990人	3,896人	3,905人	4,022人	4,221人
医療受給資格者以外の者	7,511	5,430	7,448	6,925	6,981

##### イ 健康教育

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
開催回数	322回	473回	531回	537回	558回
参加延人員	9,597人	18,718人	15,978人	16,428人	18,441人

##### ウ 健康相談

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
開催回数	309回	357回	456回	823回	907回
被指導延人員	5,904人	8,542人	9,893人	22,700人	23,103人

##### エ 健康診査

区分 \ 年度	59	60	61	62	63	
一般健康診査	一般診査	15,541人	13,476人	19,004人	21,610人	—人
	精密診査	3,132	2,951	4,742	5,094	—
基本健康診査	—	—	—	—	22,902	
胃がん検診	7,904	11,383	11,520	12,830	11,207	
子宮がん検診	頸部検査	15,217	14,991	16,204	14,817	15,788
	体部検査	—	—	—	—	429
乳がん検診	—	—	—	—	3,065	
肺がん検診	読影	—	—	—	—	10,940
	喀痰	—	—	—	—	1,086

一般健康診査は、保健所・保健センター・熊本市医師会・熊本県成人病予防協会・熊本県厚生連で実施

胃がん検診は、熊本県成人病予防協会・熊本市医師会・熊本県厚生連で実施

子宮がん検診は、熊本市医師会（日母医会）・熊本県成人病予防協会で実施

乳がん検診は、熊本市医師会で実施

肺がん検診は、熊本県成人病予防協会・熊本市医師会で実施

オ 機能訓練

区分	年度	59	60	61	62	63
実施回数		27回	49回	48回	88回	119回
被指導延人員		178人	480人	512人	1,399人	2,239人

59年9月から東部保健センター、62年7月から西保健所、  
63年4月から熊本保健所・北部保健センターで実施

カ 訪問指導

区分	年度	59	60	61	62	63
寝たきりの者	実人員	556人	541人	484人	676人	670人
	延人員	1,682	2,267	3,181	3,889	4,199
上記以外の要指導者	実人員	1,330	1,394	2,247	2,283	1,615
	延人員	1,918	2,305	2,990	3,619	3,136

(4) 予防接種の状況

区分	年度	59	60	61	62	63
三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	初回	18,757人	17,857人	21,151人	18,669人	16,151人
	追加	5,155	5,125	5,711	5,613	5,770
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	小学校卒業前	8,262	9,449	7,950	8,147	7,997
急性灰白髄炎		15,223	14,978	14,259	14,038	13,174
インフルエンザ		180,722	159,310	164,441	115,385	79,892
日本脳炎		125,048	143,107	131,387	127,478	134,414
風しん		1,770	1,874	2,139	2,281	2,043
麻疹		4,530	4,841	5,389	5,285	5,692

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分	年度	63
結核一般住民検診		28,643人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)		7,545
B C G接種(乳幼児)		6,967
管理検診		161
患者家族検診		190

イ 患者管理

区分	年度	63
結核患者登録数		1,356人
新登録患者数		202
結核診査数		1,151
結核患者訪問指導		1,025
命令入所患者数		173

(6) 精神保健対策

区分 年度	精神保健相談	精神障害者 訪問指導	社会復帰相談指導事業			措置入院患者数
			デイ・ケア	精神障害者と家族のつどい	精神保健家族教室	
63	1,037人	1,192人	966人	770人	1,179人	115人

(注) 措置入院患者数は、昭和63年度末現在

## 2 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

〈急患センター整備の経緯〉

昭和52年7月	熊本保健所内に1次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
昭和56年11月	熊本市医師会地域医療センターに救急医療業務を委託（小児科・内科）
昭和57年4月	休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
昭和58年4月	毎夜間開設（小児科・内科・外科）

### (1) 夜間急患診療業務

#### ア 一次診療

##### ・熊本市医師会夜間急患センター

開設年月日	昭和56年11月8日
所在地	熊本市本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
診療科目	小児科・内科・外科
診療日	毎夜間
診療時間	午後6時から翌朝午前8時まで
診療体制	医師3人、看護婦7人、臨床検査技師1人、X線技師1人、薬剤師2人、事務員4人（うち情報センター2人）

##### ・熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午後12時まで）救急調剤業務

##### ・熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午後12時まで）歯科診療業務

#### イ 二次診療（非公表）

休日夜間（午後6時から午後12時まで）重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院の交替制

#### ウ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
診療実日数(日)	361	361	361	362	361
小児科(人)	7,570	7,958	8,814	8,999	8,906
内科(人)	3,616	4,215	4,778	5,457	5,729
外科(人)	1,304	1,455	1,736	2,101	2,086
救急調剤(件)		10,125	11,262	11,462	12,566
休日夜間歯科(人)	95	60	68	60	64
二次医療機関(人)	833	945	1,019	1,076	1,165
委託料(千円)	33,766	58,526	63,932	64,008	84,845

保  
衛

### (2) 在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり10（11）医療機関（内科2、小児科2、外科2、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、

産婦人科1、精神科1……隔週)

63年度実績 延 672医療機関、延19,858人

(3) 病院群輪番制 (非公表)

休日昼間(午前8時から午後6時まで)及び毎夜間(午後6時から翌朝午前8時まで)の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市市民病院、(国立熊本病院)の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日(午前0時)から翌年1月4日(午前8時)まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター(熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

診療体制 医師5人、看護婦12人、臨床検査技師2人、X線技師2人、薬剤師5人、医療事務員5人、事務員8人(うち情報センター3人)

公表在宅医

1日当たり 内科5、外科4、産婦人科1、計10医療機関

非公表在宅医

1日当たり 耳鼻咽喉科1、眼科1、精神科1、計3医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

1日当たり 開業歯科医2、熊本県口腔保健センター1、計3か所

イ 二次診療(非公表)

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
診療実日数(日)	4	4	4	4	4
小児科(人)	980	1,013	1,108	832	1,199
内科(人)	182	248	328	198	410
外科(人)	79	42	111	129	87
電話相談(件)	1,113	1,216	1,174	906	1,121
公表在宅医(人)	1,686	1,963	2,494	1,648	2,673
公表歯科在宅医(人)	188	222	223	251	218
救急調剤(件)			1,385	950	1,520
非公表在宅医(人)	542	353	326	292	415
二次医療機関(人)	315	757	348	112	401
委託料(千円)	13,649	14,529	14,859	15,080	15,435

### 3 環 境 衛 生

#### (1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。

所在地 熊本市田迎町大字田井島269番地

構造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ボンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣工 昭和55年10月11日

建設費 322,426千円

機構 保健衛生局衛生部保健衛生研究所

配置人員 16人 所長(1) 参事(1) 所長補佐(1) 参事(1) 主任技師(3)

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

保  
衛

検査項目	年度		61		62		63		備 考
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数			
大気汚染	降下ばいじん	48	312	52	364	48	288		
	大気汚染物質	694	694	695	695	686	686	硫黄酸化物・窒素酸化物	
	大気重金属	36	252	35	245	36	252	大気中の鉄・マンガン等	
	その他	—	—	6	15	—	—		
	小計	778	1,258	788	1,319	770	1,226		
水質汚濁	河川水	生活項目	309	2,281	304	2,281	323	2,011	水素イオン濃度、生物学的酸素要求量等
		健康項目	29	143	27	161	31	183	有機リン・シアン・カドミウム・鉛等
	工場・事業所排水	240	1,061	252	1,061	270	1,210	水素イオン濃度、生物学的酸素要求量等	
	その他	162	643	118	580	111	549	塩水化調査、有機塩素系化合物	
	小計	740	4,128	701	4,083	735	3,953		
悪臭	21	82	9	33	10	50	アンモニア、硫化物		
産業廃棄物試験	89	1,007	93	1,231	88	1,113	戸島埋立地、地下水		
クロスチェック	1	5	1	5	1	4	環境庁関係		
その他	242	965	279	1,021	382	1,225	江津湖総合調査、へい死魚関係		
合計	1,871	7,445	1,871	7,692	1,986	7,571			

衛生化学関係業務

検査項目		年度		61		62		63	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	765	1,554	535	1,051	511	1,161		
	飲料水、浴場等の水質試験	588	5,505	569	3,410	667	4,035		
	容器包装、おもちゃ等の試験	12	22	19	36	44	44		
	家庭用品	27	33	10	10	—	—		
	小計	1,392	7,114	1,133	4,507	1,222	5,240		
依頼試験	飲料水等の水質試験	3,011	20,538	3,727	24,670	3,334	21,543		
	食品試験	10	10	1	1	—	—		
	小計	3,021	20,548	3,728	24,671	3,334	21,543		
合計		4,413	27,662	4,861	29,178	4,556	26,783		

細菌・微生物関係業務

検体区分		年度		61		62		63	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
食品		1,437	4,804	1,102	3,192	1,130	3,308		
環境(河川・プールなど)		684	967	523	640	532	676		
食中毒(便・吐物など)		369	5,069	286	3,968	923	12,530		
小計		2,490	10,840	1,911	7,800	2,585	16,514		
依頼試験	飲料水等	2,924	5,848	3,610	7,220	3,359	6,717		
	食品等	62	97	68	153	56	102		
小計		2,986	5,945	3,678	7,373	3,415	6,819		
合計		5,476	16,785	5,589	15,173	6,000	23,333		

## (2) 食品衛生関係

## ア 営業施設の監視指導状況

(昭和63年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監 視 回 数 (延)			監 視 率 (%)			
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	
計	飲 食 店 営 業	12	5,699	1,498	7,197	68,388	17,976	86,364	6,037	872	6,909	8.8	4.9	8.0	
	菓子(パンを含む)製造業	12	307	168	475	3,684	2,016	5,700	817	143	960	22.2	7.1	16.8	
	乳 処 理 業	12	3	—	3	36	—	36	73	—	73	202.8	—	202.8	
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	乳 製 品 製 造 業	12	4	5	9	48	60	108	71	17	88	147.9	28.3	81.5	
	集 乳 業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	魚 介 類 販 売 業	12	370	331	701	4,440	3,972	8,412	1,021	2,615	3,636	23.0	65.8	43.2	
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	2	66	68	16.7	275.0	188.9	
	魚肉ねり製品製造業	12	23	26	49	276	312	588	100	53	153	36.2	0.3	26.0	
	食品の冷凍または冷蔵業	12	9	10	19	108	120	228	25	7	32	23.1	5.8	14.0	
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	9	10	19	108	120	228	28	15	43	25.9	12.5	18.9	
	喫 茶 店 営 業	6	542	216	758	3,252	1,296	4,548	552	59	611	17.0	4.6	13.4	
	あ ん ・ 類 製 造 業	6	3	2	5	18	12	30	23	18	41	127.8	150	136.7	
	アイスクリーム類製造業	6	25	4	29	150	24	174	110	19	129	73.3	79.2	74.1	
	可	乳 類 販 売 業	6	849	425	1,274	5,094	2,550	7,644	1,253	317	1,570	24.6	12.4	20.5
		食 肉 処 理 業	6	45	5	50	270	30	300	72	2	74	26.7	6.7	24.7
		食 肉 販 売 業	6	433	265	698	2,598	1,590	4,188	1,056	416	1,472	40.6	26.2	35.1
		食 肉 製 品 製 造 業	6	8	3	11	48	18	66	25	5	30	52.1	5.6	45.5
		乳酸菌飲料製造業	6	1	2	3	6	12	18	21	8	29	350	66.7	161.1
食用油脂製造業		6	1	2	3	6	12	18	2	1	3	33.3	8.3	16.7	
マーガリンまたはショートニング製造業		6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
み そ 製 造 業		6	9	10	19	54	60	114	21	22	43	38.9	36.7	37.7	
醬 油 製 造 業		6	9	14	23	54	84	138	21	29	50	38.9	34.5	36.2	
ソ ー ス 類 製 造 業		6	3	3	6	18	18	36	3	7	10	16.7	38.9	27.8	
態	酒 類 製 造 業	6	2	1	3	12	6	18	8	1	9	66.7	16.7	50.0	
	豆 腐 製 造 業	6	44	24	68	264	144	408	181	26	207	68.6	18.1	50.7	
	納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	2	4	6	33.3	33.3	33.3	
	め ん 類 製 造 業	6	20	14	34	120	84	204	50	8	58	41.7	9.5	28.4	
	そ う ざ い 製 造 業	6	40	74	114	240	444	684	137	179	316	57.1	40.3	46.2	
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたもの)製造業	6	8	3	11	48	18	66	10	0	10	20.8	0	15.2	
	清涼飲料水製造業	4	11	6	17	44	24	68	62	13	75	140.9	54.2	110.3	
	氷 雪 製 造 業	2	3	3	6	6	6	12	2	3	5	33.3	50.0	41.7	
	氷 雪 販 売 業	2	7	11	18	14	22	36	4	2	6	28.6	9.1	16.7	
	計		8,489	3,139	11,628	89,422	31,066	120,488	11,789	4,927	16,716	13.2	15.9	13.9	
届 出 業 態	給 食 施 設	12	296	124	420	3,552	1,488	5,040	147	39	186	4.1	2.6	3.7	
	許可を要しない売	2	3,085	2,366	5,451	6,170	4,732	10,902	5,565	4,084	9,649	90.1	86.3	88.5	
	許可を要しない器具、容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	8	0	8	100	0	25	
計		3,389	2,514	5,903	9,730	6,244	15,974	5,720	4,123	9,843	58.8	66.0	61.6		
合 計		11,878	5,653	17,531	99,152	37,310	136,462	17,509	9,050	26,559	17.7	24.3	19.5		

保  
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 熊本市田崎町380番地 市場会館5階

配置人員 西保健所衛生課職員2名

年 区分	59		60		61		62		63	
	検体数	延目 項数								
化学検査	127	127	102	102	116	116	106	106	95	95
細菌検査	543	864	463	808	183	280	432	595	346	634
計	670	991	565	910	299	396	538	701	441	729

## (3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(昭和63年度)

業種	区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計
営業	理 容 所	施 設 数	512	260	772
		監視回数(延)	351	93	444
		監視率(%)	68.6	35.8	57.5
	美 容 所	施 設 数	838	340	1,178
		監視回数(延)	498	106	604
		監視率(%)	59.4	31.2	51.3
	ク リ ー ニ ン グ 所	施 設 数	742	398	1,140
		監視回数(延)	417	549	966
		監視率(%)	56.2	138.0	84.7
	興 行 場	施 設 数	27	3	30
		監視回数(延)	35	3	38
		監視率(%)	129.6	100	126.7
旅 館	施 設 数	247	149	396	
	監視回数(延)	185	135	320	
	監視率(%)	74.9	90.6	80.8	
公 衆 浴 場	施 設 数	132	45	177	
	監視回数(延)	204	54	258	
	監視率(%)	154.5	120	145.8	
計	施 設 数	2,498	1,195	3,693	
	監視回数(延)	1,690	940	2,630	
そ の 他	温 泉	施 設 数	1	2	3
		監視回数(延)	0	1	1
一 般 環 境 衛 生	へい獣処理場等	施 設 数	24	7	31
		監視回数(延)	17	1	18
墓 地 ・ 納 骨 堂	火 葬 場	施 設 数	639	778	1,417
		監視回数(延)	16	0	16
ビ ル 管 理 法 に よ る 特 定 建 築 物	遊 泳 場	施 設 数	100	41	141
		監視回数(延)	17	16	33
遊 泳 場	遊 泳 場	施 設 数	15	8	23
		監視回数(延)	30	26	56

保衛

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する  
 委員構成 10人以内  
           ○市議会議員      ○学識経験者      ○関係行政機関の職員      ○市職員  
 任 期 2年  
 報 酬 日額 7,000円  
 審議の状況

年度 区分	59	60	61	62	63
開催回数	3	2	0	5	4
諮問件数	6	2	0	3	2

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 熊本市十禅寺町295番地  
 機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属  
 敷地面積 1,620㎡  
 建物面積 786.62㎡  
 建設年月 昭和60年3月(竣工)  
 総工費 97,435千円  
 配置人員 18人  所長(1)  参事(1)  掛長(1)  主任(2)  
 業務内容 ねずみ族・こん虫の駆除  
           衛生害虫等の相談・指導  
           伝染病患者の家屋等の消毒  
           あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ族・こん虫等駆除状況 (昭和63年度)

指導戸数	こ ん 虫 等						ねずみ族 駆除菜量
	下水溝	貯水槽水溜	墓 地	塵芥集積所	肥料溜	草 原	
5,748戸	1,515,200㎡	35,215㎡	261,450㎡	9,620㎡	150㎡	75,174㎡	3,005kg

ウ 草刈り及び機具貸出状況

草 刈 り (昭和63年度)

区 分	指 導 し た 雑 草 地	草 刈 り 実 績
民 有 地	738カ所 474,369㎡	733カ所 465,004㎡

機具貸付(貸付用15台)

貸付個所	貸付台数	除草面積
293	355	133,585㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

基地名	年度		59		60		61		62		63	
	貸付件数	面積	件	㎡	件	㎡	件	㎡	件	㎡	件	㎡
花園	1,900	28,057	6	40.89	7	28.05	△ 2	△ 28.54	2	17.41	5	28.26
小峰	1,893	28,617	11	64.40	10	49.67	3	12.73	3	13.13	8	30.50
立田山	1,527	37,929	3	19.12	12	49.47	12	72.58	5	25.50	0	0
城山	909	54,747	14	52.00	26	182.50	10	76.00	27	167.40	5	25
清水	1,488	20,897	19	97.00	17	96.15	3	22.00	15	53.50	9	37.45
桃尾	3,207	101,919	529	2,645.00	347	1,735.00	27	135.00	61	292.00	36	176
浦山	1,191	26,407	12	114.90	2	11.00	6	34.60	28	174.18	35	168.18
計	12,115	298,573	594	3,033.31	421	2,151.84	59	324.37	141	743.12	98	465.39

(注) 61年度花園基地のマイナスは廃止件数が貸付件数を上回ったため

イ 桃尾霊堂

所在地 熊本市戸島町 桃尾墓園内

敷地面積 2,000㎡

建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡

納骨堂 家族納骨壇400壇、短期納骨壇400壇

管理棟 鉄筋コンクリート平家建29.81㎡

(事務所、休憩所、便所)

舍利塔 18.5㎡

竣工 本体工事 昭和56年3月

建設費 昭和55年度152,380千円(設計委託料含む)

昭和57年度 6,250千円(管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(昭58.4.1施行)

種別	使用料
芝生墓地	1区画 150,000円
一般墓地	1平方メートルにつき 30,000円

(昭56.5.1施行)

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1	5,000

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場  
 所 在 地 熊本市戸島町796番地  
 敷地面積 11,000㎡  
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡  
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月  
 構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）  
 建 設 費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）  
 増改築費 131,190千円  
 戸 数 重油一般炉12基、再燃炉2基、汚物炉1基  
 型 式 太陽築炉（江口式）ロストル式12基

イ 利用状況

区分		年 度				
		59	60	61	62	63
大 人	市 内	2,806 <sup>件</sup>	2,957 <sup>件</sup>	2,868 <sup>件</sup>	2,892 <sup>件</sup>	3,072 <sup>件</sup>
	市 外	693	623	698	701	712
小 人	市 内	66	59	49	55	49
	市 外	13	15	11	8	15
死 産 児	市 内	405	360	357	392	283
	市 外	208	196	157	173	168
そ の 他	市 内	710	447	475	682	458
	市 外	25	27	26	26	46
合 計	市 内	3,987	3,823	3,749	4,021	3,862
	市 外	939	861	892	908	941

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 <sup>円</sup>	18,000 <sup>円</sup>	○ 汚物は1個 8,000㎢以内のもの ○ 式場の使用料は1回3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式場の使用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施設

名 称 動物管理センター  
 所在地 熊本市小山町451番地  
 敷地面積 10,630.86㎡  
 建物面積 707.43㎡  
 管理事務所 246㎡  
 収容施設 315.43㎡  
 車 庫 78㎡  
 管理人住宅 41㎡  
 収 納 庫 27㎡  
 建設費 20,925千円  
 改築費 150,396千円  
 建設年月日 昭和45年5月21日  
 改築年月日 昭和58年3月31日及び昭和61年10月31日  
 焼 却 炉 2基 5.25㎡×2

保  
衛

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払 い 出 し	処 分	避 妊	去 勢	咬 傷
59	10,856	17,277	1,690	80	1,188	1,471	4,429	319	671	3,439	0	0	81
60	11,061	10,882	1,704	65	1,564	1,618	4,951	263	482	4,206	0	0	55
61	10,466	10,308	1,548	64	1,471	1,990	5,073	252	472	4,349	0	0	58
62	10,563	10,366	1,329	78	1,345	1,684	4,436	285	445	3,706	0	0	54
63	10,856	10,651	1,348	92	1,242	1,763	4,445	311	454	3,680	0	0	44

## 4 環 境 保 全

### (1) 環境基本条例

#### ア 条例制定の経緯

近年の社会情勢の変化と都市化の進展により、本市の豊かな自然環境が損なわれる恐れがでてきたこと、またここ数年ラブホテルやパチンコ店の進出、マンションの建設問題等良好な生活環境が悪化する恐れが生じてきたことにより、環境行政を見直す必要がでてきた。

従来、環境保全に関する対策は個別に行われていたが、このような環境問題の解決のためには、幅広い行政の対応が必要であり、今までの環境関連条例を統合する指針が必要であるとの認識にたち、総合的な環境行政を進める上での基本となる条例の検討を行った。

立案作業は昭和63年5月から開始し同年9月議会に提案、全会一致で可決されたものであり、同年10年1日に公布、施行された。

#### イ 条例の概要

本条例は基本条例であって、熊本市の環境行政についての市の基本的な考え方と施策の要点をうたったものである。

条例は前文と本文11条並びに附則とから成っている。

前文では、すべての市民に良好な環境を保障することが行政の責務である、という新しい理念を提示している。

第1条では条例の目的、第2条では「良好な環境」の定義をうたっている。

第3条から5条にかけては各々市、事業者、市民の責務を明らかにしている。

第6条は市の講ずべき環境施策を生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境の3種に類別し、その主要なものを例示している。

第7条は国等への措置要請を規定、

第8条は事業者や市民に対する指導、助言、勧告について規定している。

第9条には環境紛争解決のために市があっせん、調停にあたることができることを定めている。

第10条は環境審議会の設置規定、

第11条は委任規定である。

#### ウ 環境審議会

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17名 (昭和64年1月7日発足)

開催回数 2回 (諮問件数2件)

#### エ 環境紛争調整委員会

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理について、あっせん、又は調停にあたる。

委 員 6名 (昭和63年10月24日発足)

開催回数 委員会3回 小委員会7回 (付託件数2件)

### (2) 環境モニター制度

目 的 市民から幅広い環境情報を収集することにより、本市の豊かな緑と水を保全し、美しい街づくりに資するための基礎資料とする。

委 員 100人 (昭和63年4月1日発足)

(3) 公害対策

ア 苦情受付件数

種 別 \ 年 度	59	60	61	62	63
大 気 汚 染	42 <sup>件</sup>	37 <sup>件</sup>	22 <sup>件</sup>	26 <sup>件</sup>	37 <sup>件</sup>
水 質 汚 濁	28	24	27	28	19
騒 音	87	81	77	77	72
振 動	8	6	9	10	8
悪 臭	24	32	26	37	42
そ の 他	0	2	7	4	20
計	189	182	168	182	198

イ 保有機材

区 分	機 械 名	台 数	区 分	機 械 名	台 数
大 気 汚 染	デポジット・ゲージ	3	水 質 汚 濁	携帯用電導度計	1
	ハイボリウムエア－サンプラー	3		自動採水器	2
	ローボリウムエア－サンプラー	2		採水器	1
	24連エア－サンプラー	1		採泥器	2
	大気汚染監視用分析装置(CO)	1		工場排水特殊流量計	1
	大気汚染測定装置(SO <sub>2</sub> )	3		油分濃度計	1
	全炭化水素分析装置	3		流速計	1
	オキシダント分析装置	3	騒 音	プランクトンネット	1
	窒素酸化物分析装置	4		指示騒音計	3
	微風向風速計MV110-C	3		高速度レベルレコーダー	3
	長期巻自記温湿度計	2		騒音振動レベル処理器	3
	粉じん自動計測器(β線吸収法)	1	そ の 他	振動測定装置	1
	煙道排ガス測定装置	1		振動レベル計	2
	悪臭測定装置	2		公害パトロール車	1
	O <sub>x</sub> 動的校正装置	1	採水車	1	
雨水機	1	騒音パトロール車	1		

ウ 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。

委員構成 15人以内

- 学職経験を有する者
- 市議会議員

保  
衛

○ 関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 7,000円

エ 大気汚染

環境基準達成状況

測定局	物質	総測定時間帯	有効測定日数	環境基準	環境基準超過回数	63年度環境基準達成状況	62年度環境基準達成状況	63年度環境基準達成状況
市役所	二酸化硫黄	8,301	346	1時間値の1日平均値が $0.04$ ppm以下であること	1(0)	○	○	○
				1時間値が $0.1$ ppm以下であること	0(1)	○	×	×
局	二酸化窒素	8,511	354	1時間値の1日平均値が $0.04 \sim 0.06$ ppmのゾーン内またはそれ以下であること	2(0)	○	○	○
	光化学オキシダント	5,187	355	1時間値が $0.06$ ppm以下であること	42(46)	×	×	×
東部保健センター	二酸化硫黄	8,480	352	1時間値の1日平均値が $0.04$ ppm以下であること	0(0)	○	○	○
				1時間値が $0.1$ ppm以下であること	0(1)	○	×	○
局	二酸化窒素	8,404	346	1時間値の1日平均値が $0.04 \sim 0.06$ ppmのゾーン内またはそれ以下であること	2(1)	○	○	○
	光化学オキシダント	4,166	281	1時間値が $0.06$ ppm以下であること	154(88)	×	×	×
	浮遊粒子状物質	8,455	350	1時間値の1日平均値が $0.10$ mg/m <sup>3</sup> 以下であること	6(0)	×	○	○
1時間値が $0.20$ mg/m <sup>3</sup> 以下であること				20(1)	×	×	×	
古町小学校局	二酸化硫黄	8,231	340	1時間値の1日平均値が $0.04$ ppm以下であること	0(0)	○	○	○
				1時間値が $0.1$ ppm以下であること	0(1)	○	×	○

(注) 環境基準達成状況 ○達成、×未達成 ( ) 数字は62年度分  
光化学オキシダントについては、昼間総測定時間数、昼間測定日数である。  
昭和62年3月にテレメータシステムを導入 通信方法……有線デジタル方式

届出施設数

区 分	届出対象 年 度	事業場・工場数					ばい煙発生施設数				
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
大気汚染防止法	事業場	292	288	286	324	267	402	397	396	445	386
	工場	58	57	52	58	67	111	112	108	108	125
熊 本 県 公害防止条例	事業場	275	279	284	286	280	345	367	389	397	379
	工場	66	72	71	65	71	98	110	107	96	103

降下ばいじん量の経年推移 (トン/㎥/月)

年度	地区 成分			市役所			城南中学校			湖 東 中 学 校 東部保健センター			全 市 平 均		
	I	S	T	I	S	T	I	S	T	I	S	T			
59	1.55	1.53	3.08	2.47	1.48	3.95	2.91	1.80	4.70	2.27	1.59	3.86			
60	1.14	1.75	2.89	3.60	1.72	5.32	2.80	1.78	4.58	2.57	1.66	4.23			
61	1.82	1.55	3.37	1.77	2.00	3.77	1.52	1.31	2.83	1.70	1.62	3.32			
62	1.96	1.59	3.55	2.10	1.74	3.84	2.29	1.24	3.53	2.12	1.52	3.64			
63	2.41	1.70	3.42	2.38	2.03	3.68	0.92	1.53	2.04	1.90	1.75	3.05			

(注) I……不溶解成分 S……溶解成分 T……降下ばいじん総量  
湖東中学校は59年度まで、60年度からは東部保健センターで測定

オ 水 質

(昭和63年度平均)

河川名	測定項目 調査地点	PH		Cl <sup>-</sup> (塩素イオン) (濃 度) mg/l	DO (溶存酸素) mg/l	BOD (生物化学的) (酸素要求量) mg/l	SS (浮遊物質) mg/l	採水 回数
		最小	最大					
加勢川	藻器堀	7.3	7.8	22	5.9	9.0	6	12
	健軍川	7.1	7.5	17	7.5	2.6	6	12
	加勢橋	7.0	7.4	13	7.4	1.6	2	12
	江津斉藤橋	7.0	7.5	11	7.7	1.7	10	12
	秋津橋	7.0	8.7	11	8.4	3.8	8	12
	西無田橋	7.3	7.6	9	8.6	2.7	19	11
坪井川	打越橋	7.3	7.9	24	7.2	7.6	20	12
	行幸橋	7.3	7.7	22	7.2	4.7	33	12
	城山上代橋	7.2	7.9	26	6.3	6.0	16	36
	千金甲橋	7.2	7.5	272	5.7	4.9	37	12
井芹川	山王橋	7.1	8.5	22	8.7	4.0	6	36
	段山橋	7.4	8.1	24	8.3	6.1	12	12
	尾崎橋	6.0	8.5	23	7.8	7.0	11	36
白川	吉原橋	7.2	8.1	14	9.2	2.5	11	12
井手	一の井手	7.9		14	7.3	4.2	15	1
	二の井手	7.9		14	7.5	2.7	26	1
	三の井手	7.9		13	7.3	2.2	26	1

水質汚濁防止法に基づく届出件数

(昭和63年度)

設置	使用	構造等変更	氏名等変更	廃止	特定事業場数	規制対象 特定事業場数
33	12	13	15	77	529	93

カ 騒 音

特定施設届出件数

(昭和63年度)

届出の区分 法・条例	年度					使用全廃	承 継	工場・ 事業場数	施設数
	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	年 度				
騒音規制法	21	0	2	29		3	0	724	3,064
熊本県公害防止条例	124	1	4	93		8	0	1,940	9,665
合 計	145	1	6	122		11	0	2,664	12,729

特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類		年 度				
		59	60	61	62	63
騒音づく 規制届出 に	杭打機・杭抜機を使用する作業	55	54	44	52	58
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	46	49	63	69	129
	空気圧縮機を使用する作業	13	13	4	2	9
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動づく 規制届出 に	杭打機・杭抜機を使用する作業	103	85	75	79	78
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	24	28	34	51	65
県基 条づく 例に 届出	コンクリートカッターを使用する作業	11	12	2	1	8
	掘削機械を使用する作業	356	327	417	479	456
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合 計		608	568	639	733	803

保  
衛

キ 振 動

特定施設届出件数

(昭和63年度)

届出の区分 法	年度					使用全廃	承 継	工場・ 事業場数	施設数
	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	年 度				
振動規制法	23	0	1	4		1	0	238	1,014

ク 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、抜本的な公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	59	60	61	62	63
指導件数	636	733	719	940	1,026

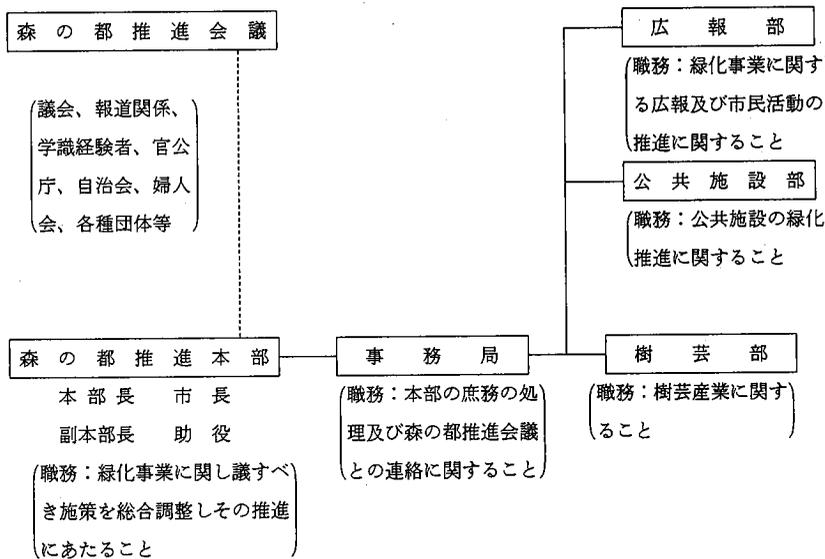
## 5 緑化推進（森の都作戦）

### （1）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに10余年をすぎたこの作戦は市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、これからも緑化に関する長期計画「緑の街づくり計画」に基づき、20年、30年後の緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

### （2）森の都作戦推進体制



### （3）事業内容

緑化に関する長期計画「緑の街づくり」計画に基づき下記の重点施策を計画的に推進する。

#### ア 緑の保護・造成事業

市内に点在する由緒ある名木、大木、古木の保護育成

緑地の保全

街路、学校、公共施設等の緑化

公園緑地の確保と整備

公共樹木の管理・育成

市営圃場の育成管理

ふれあいの森林づくり

工場・事業所等の緑化

#### イ 市民運動の展開

緑化思想の普及徹底

市民運動の助長育成

家庭の緑化

記念植樹運動

緑の少年団の育成

財団法人くまもと緑の基金の管理運営及び基金の造成

(4) 事業実施状況

(昭和63年度)

事業名		事業概要	金額
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理、市民の森管理	56,826 千円
立田山保全		立田山生活環境保全林の買入れ、整備、立田山憩の森の下草刈り、施肥、除草等管理	187,841
金峰山管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,300
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理及び「熊本地域ふれあいの森林推進協議会」に対する経費負担	9,932
公共 地 緑 化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	15,600
	公園緑化	既設公園補植等	1,305
	街路緑化	街路樹植栽及び植樹樹設置	16,531
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	20,245
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(パンジー・サルビア)花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	42,627
圃場苗木管理		蓮台寺圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	2,827
家庭緑化		生垣設置奨励補助、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	2,204
工場緑化		工場・事業所等への樹木配布	2,150
くまもと緑の基金		財団法人くまもと緑の基金の管理運営及び基金の造成	27,177
緑化啓蒙		市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	6,074
計			392,639

保  
衛

(5) 自然環境保全

自然保護審議会

目的 『熊本市環境基本条例』の趣旨に基づき「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」が制定され、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため設置

設置 平成元年6月1日

委員構成 17人 ○学識経験者を有する者 ○市議会議員 ○県職員及び市職員

## 6 ごみ処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき毎年度処理計画を定め、全市域を対象に収集を行っている。なお、昭和61年4月1日から市民サービスの向上を図るため収集回数を改善し、もえるごみは週3回、もえないごみ・大型ごみ及びびきびん・あきかんは毎月2回、定日路線ステーション方式で行っている。

### (1) 収集及び処理量

#### ア 収集量

(単位 t)

区分		年度	59	60	61	62	63
直 営	北部清掃事業所		50,818	51,529	31,714	33,551	34,633
	西部清掃事業所		43,134	44,164	43,708	45,129	46,438
	東部清掃事業所		—	—	34,844	37,546	39,273
	特別清掃 管理事務所		7,351	7,894	8,629	10,010	10,420
委託収集			7,892	7,282	9,049	9,855	10,436
許可業者			49,030	50,955	57,893	61,959	67,729
自己搬入			36,146	24,474	27,807	32,337	35,429
計			194,371	186,298	213,644	230,387	244,358
1日平均収集量			533	510	585	631	669
1人1日当たり排出量(g)			968	921	1,046	1,106	1,171

(注) 東部清掃事業所は61年度開設

#### イ 処理量

(単位 t)

区分		年度		59		60		61		62		63	
		総量	日平均										
焼 却	北部焼却場	28,952	79	22,871	63	—	—	—	—	—	—	—	—
	西部焼却場	28,413	78	20,813	57	—	—	—	—	—	—	—	—
	西部清掃工場	—	—	22,648	62	125,702	344	143,519	393	147,310	404		
	東部清掃工場	97,561	267	91,429	250	58,827	161	58,153	159	67,748	186		
埋立		36,186	99	26,179	72	27,869	76	28,972	79	30,559	84		
計		191,112	523	183,940	504	212,398	581	230,644	631	245,617	674		

(注) 1. 広域処理を含む

2. 西部清掃工場は61年度開設(60年度は試運転焚き)北部、西部両焼却場は60年度をもって廃止

### (2) 手数料及び処分費用

#### ア 一般廃棄物処理手数料(昭59.7.1施行)

##### ① 一般家庭から生ずる一般廃棄物

- 定期に行うもの……無料
- 臨時に行うもの……10kgまでごとに85円

ただし、この算定基準によることが著しく実情にそぐわないものについては、16リットルまでごとに45円

② 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（処理計画により定期的に収集するものを除く）

○10kgまでごとに85円

ただし、この算定基準によることが著しく実情にそぐわないものについては、16リットルまでごとに45円

イ 事業活動に伴う廃棄物の処理費用（昭59.7.1施行）

○200kgまでごとに500円

(3) 保有車両及び人員

(平成.5.1現在)

事業所名	2 t ダンプ車	バックカー	ロータリー ローダー	ブルドーザー (ショベル ローダー)	灰出 ダンプ車	予備車 2 tダンプ車	運転手	技術吏員 作業員
北部清掃事業所	台	台	台 25	台	台	台 3	人 25	人 29
西部清掃事業所		24	4			3	28	35
東部清掃事業所		10	15			3	25	29
東部清掃工場	1			1	2		2	43
西部清掃工場					灰出ダンプ 3 バキューム 1		6	40
特別清掃管理事務所		12				2	12	17
扇田埋立管理事務所				ブルドーザー 4 コンパクター 1 ショベル 2	散水車 1 バキューム 1 4 tダンプ 1		6	9

(注) 管理職、事務職は含まない

(4) 再資源化推進事業

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに不燃ごみ中のびん、かん類の再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

収集回収 あきびん・あきかん収集日、毎月2回

住民搬出方法 袋または、ダンボール箱に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する

収集品目 ガラス製及び金属製の容器類

(単位 t)

区分	年度	59	60	61	62	63
収 集 量		5,558	5,242	6,492	7,239	7,763
再 資 源 化 量		4,664	4,200	5,197	6,012	6,197
委 託 量 (千円)		89,801	85,813	86,901	87,000	87,000

- (注) 1. 委託料は、回収経費及び選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額（60年度までは補助事業）  
2. 収集量－再資源化量＝不純物量（選別残渣）

(5) 焼却施設

名称		東 部 清 掃 工 場	西 部 清 掃 工 場
区 分			
所 在 地		戸島町 2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積		80,616㎡(工場敷地約34,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月		昭52. 3 ~ 昭54. 3	昭58. 3 ~ 昭61. 3
建 設 費		4,200,000千円	8,643,309千円
建 物 面 積		7,372㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
処 理 能 力		300 t / 24H (150 t 2基)	450 t / 24H (225 t 2基)
型 式		フェルトン式連続ごみ焼却炉	全連続燃焼式焼却炉
設 計 施 行		日本鋼管株式会社	株式会社 タクマ
破 碎 施 設	建 物 面 積	1,250㎡	(焼却施設を含む)
	処 理 能 力	50 t / 5 H	50 t / 5 H
	型 式	圧縮剪断方式	油圧剪断方式
	設 計 施 工	三菱重工業株式会社	株式会社 タクマ

(6) 余熱利用

東部清掃工場

目 的 東部清掃工場の余熱を利用した浴室のある施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する

名 称 三山荘

所 在 地 熊本市戸島町2582番地2

経 営 主 体 熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)

開 設 年 月 日 昭和55年5月7日

構 造 鉄骨平家建

敷 地 面 積 5,496㎡

建 物 面 積 511.65㎡ (浴室、大広間、和室2)

建 設 費 120,000千円

定 員 100名

使 用 料 大人 (高校生以上) 200円 (平成元年4月1日より) ただし、地元町内会に所属している者は無料  
小人 (中学生以下) 無料

休 館 日 毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

供 用 時 間 午前10時から午後4時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは時間を延長することができる

## 西部清掃工場

目 的	西部清掃工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなう。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する
発電設備	復水式蒸気タービン 定格出力 3,000 k w
ハウス園芸施設への温水供給	
利 用 者	西部清掃工場温水利用温室組合
施設面積	(農地面積) 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式(60℃～100℃)
栽培品目	ピーマン及び花き類
温室内容	アクリル温室及びガラス温室

## (7) 埋立処分地

名 称	扇田埋立処分場
所 在 地	熊本県飽託郡北部町大字貢字扇田1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始及び 終了予定年度	昭和59年 5月～平成17年 3月
工事期間	昭和56年 2月～昭和59年 3月
建設費	3,500,000千円

## 7 し尿処理

本市し尿処理（し尿収集及び浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（5社1協業組合、車両45台、運転手・作業員101人）が行っている。

し尿は各戸毎に月1回以上収集しており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。

収集したし尿と浄化槽汚泥は東部污水处理場・蓮台寺下水処理場で100%衛生的に処理している。

### (1) 処理対象人口及び収集量

区分		年度	59	60	61	62	63
行政区域内総人口			552,000	557,000	560,000	566,000	571,000
人口内訳	水洗化	公共下水道	193,000	211,000	229,000	245,000	270,000
		し尿浄化槽	228,000	228,000	221,000	219,000	210,000
	くみ取り	129,000	116,000	108,000	100,000	90,500	
	自家処理	2,000	2,000	2,000	2,000	500	
収集量	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)		313.9	288.9	275.7	272.8	258.3
	浄化槽汚泥1日収集量 (Kℓ)		225.1	239.8	258.1	254.3	257.2
	1日収集量合計 (Kℓ)		539.0	528.7	533.8	527.1	515.5

### (2) 収集及び処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	59	60	61	62	63
収 集			163,610.1	159,213.2	158,605.0	158,384.4	154,056.3
処 理	東部污水处理場		104,498.5	98,893.6	99,119.6	96,879.0	93,019.7
	蓮台寺下水処理場		59,111.6	60,319.6	59,485.4	61,505.4	61,036.6
	計		163,610.1	159,213.2	158,605.0	158,384.4	154,056.3

### (3) 料 金 (昭60.4.1施行)

普通料金 1月につき1人当たり350円（普通世帯及び準世帯）

加算料金 普通料金を徴収する世帯でその月に1回をこえて汲み取る場合は、そのこえることとなる回数に1人につき175円を乗じた額

特別料金 1リットルにつき8円（多数の者が利用する施設）

(4) 終末処理施設

名称 区分	東 部 汚 水 処 理 場	蓮台寺下水処理場 (し尿処理関係)
所 在 地	秋津町沼山津1387番地	蓮台寺町920番地
敷 地 面 積	31,604㎡	93,900㎡
建 物 面 積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	308,000人	150,000人
処 理 能 力	370K ℓ / 日 + 圧送能力50K ℓ / 日	180K ℓ / 日
建 設 年 月 日	1期 昭37. 12 ~ 39. 12 2期 昭43. 12 ~ 45. 3 3期 昭53. 1 ~ 54. 3	1期 昭33. 6 ~ 34. 10 2期 昭37. 12 ~ 39. 3
建 設 費	1,197,551千円	163,700千円
施 工	荏原インフィルコKK, 三菱重工業	荏原製作所
方 式	第1次方式 加温三段嫌気性 消化方式 第2次方式 曝気槽型活性汚 泥方式 酸化処理方式 (50K ℓ / 日) 圧送施設 (50K ℓ / 日)	第1次方式 加温二段嫌気性消化方式

保  
衛

## 8 産 院

### (1) 概 要

所在地	熊本市本山3丁目5番11号				
敷地面積	3,028㎡				
建物面積	2,068.7㎡				
本館	鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡				
新館	鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡				
医師住宅	木造瓦葺平家建 64.2㎡				
看護婦宿舎	木造瓦葺2階建 延123.3㎡ 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡				
病床数	38床				
職員数	医師3人 助産婦(看護婦)27人 薬剤師外4人 事務職員7人				

### (2) 利用状況

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
分娩数(人)	677	602	569	489	399
入院数(件)	13,007	11,320	12,180	11,013	8,742
外来数(件)	12,638	11,763	13,804	11,861	9,556
計	25,645	23,083	25,984	22,874	18,298

(注) 計欄は分娩数を除く

### (3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
収入	379,619	403,859	374,971	383,739	348,914
支出	379,547	403,795	374,873	383,718	348,863
損益	72	64	98	21	51

### (4) 使用料及び手数料

#### ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

#### イ 手数料

分娩科 70,000円

胎盤処置料 1胎につき 700円

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

#### ウ その他

新生児保育管理料 1日つき 4,500円

## 9 市民病院

### (1) 概要

所在地	熊本市湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 26,967.54㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病床数	580床（一般540床、伝染病40床）
主な設備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、ICU、C <sup>60</sup> °回転照射装置、光凝固、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気の過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
職員数	468人（医師60人 看護婦 284人 医療技師62人 事務その他62人）

（平成.6.1現在）

### (2) 経営状況

（単位 千円）

区分 \ 年度	59	60	61	62	63
収入	5,450,369	6,449,986	6,634,855	6,848,671	7,022,456
支出	5,558,064	6,315,822	6,193,061	6,495,957	6,731,897
損益	△ 107,695	134,164	441,794	352,714	290,559
利益剰余金	143,701	277,865	709,659	1,012,373	1,282,932

### (3) 使用料

特別室（21室）	1人1日	2,000円
個室（21室）	1人1日	250円

## (4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		59	60	61	62	63
内科	入院	37,466	48,853	49,585	49,319	51,173
	一日平均入院	102.4	133.8	135.8	134.8	140.2
	外来	51,772	55,352	57,529	58,177	58,206
	一日平均外来	174.9	186.3	194.3	195.2	196.6
	計	89,238	104,205	107,114	107,496	109,379
精神科	入院	—	0	0	0	0
	一日平均入院	—	0	0	0	0
	外来	—	1,444	3,302	5,025	5,672
	一日平均外来	—	4.8	11.1	16.9	19.2
	計	—	1,444	3,302	5,025	5,672
小児科	入院	27,910	31,749	31,350	32,281	34,672
	一日平均入院	76.3	86.9	85.8	88.2	95.0
	外来	19,316	21,448	21,911	21,775	23,060
	一日平均外来	65.3	72.2	74.0	73.1	77.9
	計	47,226	53,197	53,261	54,056	57,732
外科	入院	23,294	22,256	22,660	21,707	21,506
	一日平均入院	63.6	60.9	62.0	59.3	58.9
	外来	20,930	22,844	26,276	24,594	25,800
	一日平均外来	70.7	76.9	88.7	82.5	87.2
	計	44,224	45,100	48,936	46,301	47,306
整形外科	入院	23,010	24,131	23,712	23,628	24,474
	一日平均入院	62.9	66.1	64.9	64.6	67.1
	外来	16,632	18,235	18,767	20,125	20,409
	一日平均外来	56.2	61.3	63.4	67.5	68.9
	計	39,642	42,366	42,479	43,753	44,883
皮膚科	入院	5,794	6,903	7,533	8,221	6,323
	一日平均入院	15.8	18.9	20.6	22.5	17.3
	外来	18,118	20,844	21,411	21,440	20,618
	一日平均外来	61.2	70.1	72.3	71.9	69.7
	計	23,912	27,747	28,944	29,661	26,941
泌尿器科	入院	7,950	7,483	7,190	7,310	6,960
	一日平均入院	21.7	20.5	19.6	20.0	19.1
	外来	11,147	11,713	12,102	11,977	11,740
	一日平均外来	37.7	39.4	40.8	40.2	39.7
	計	19,097	19,196	19,292	19,287	18,700
眼科	入院	13,164	12,221	10,356	8,452	7,028
	一日平均入院	36.0	33.4	28.3	23.1	19.3
	外来	29,113	31,198	31,349	25,425	23,642
	一日平均外来	98.4	105.0	105.9	85.3	79.9
	計	42,277	43,419	41,705	33,877	30,670
耳鼻 いんこう科	入院	7,137	7,610	7,618	8,310	8,393
	一日平均入院	19.5	20.8	20.8	22.7	23.0
	外来	14,288	16,710	13,525	12,630	14,262
	一日平均外来	48.3	56.2	45.6	42.4	48.2
	計	21,425	24,320	21,143	20,940	22,655

科目	患者数	年度				
		59	60	61	62	63
産婦人科	入院	21,986	20,826	18,677	18,894	21,181
	一日平均入院	60.1	57.0	51.1	51.6	58.0
	外来	31,660	34,654	34,800	27,995	32,041
	一日平均外来	107.0	116.6	117.5	93.9	108.2
	計	53,646	55,480	53,477	46,889	53,222
歯科	入院	376	344	262	404	445
	一日平均入院	1.0	0.9	0.7	1.1	1.2
	外来	9,431	10,891	11,086	12,610	13,445
	一日平均外来	31.9	36.6	37.4	42.3	45.4
	計	9,807	11,235	11,348	13,014	13,890
理学療法科	入院	4,742	8,154	7,200	7,624	7,571
	一日平均入院	13.0	22.3	19.7	20.8	20.7
	外来	12,912	17,044	17,874	17,142	14,797
	一日平均外来	43.6	57.3	60.3	57.5	50.0
	計	17,654	25,198	25,074	24,766	22,368
放射線科	入院	2	0	90	29	0
	一日平均入院	0.0	0	0.2	0.1	0
	外来	1	0	0	0	5,871
	一日平均外来	0.0	0	0	0	19.8
	計	3	0	90	29	5,871
麻酔科	入院	426	878	842	1,218	1,142
	一日平均入院	1.2	2.4	2.3	3.3	3.1
	外来	3,939	5,281	4,931	5,738	5,174
	一日平均外来	13.3	17.7	16.6	19.3	17.5
	計	4,365	6,159	5,773	6,956	6,316
こら門科	入院	6,877	9,566	9,600	9,773	9,387
	一日平均入院	18.8	26.2	26.3	26.7	25.7
	外来	3,995	5,535	6,905	7,451	7,627
	一日平均外来	13.5	18.6	23.3	25.0	25.8
	計	10,872	15,101	16,505	17,224	17,014
形成外科	入院	3,348	442	3,588	3,185	3,472
	一日平均入院	9.1	12.1	9.8	8.7	9.5
	外来	2,054	2,108	2,034	1,832	2,742
	一日平均外来	6.9	7.0	6.8	6.1	9.3
	計	5,402	6,550	5,622	5,017	6,214
合計	入院	183,482	205,416	200,263	200,355	203,727
	一日平均入院	501.3	562.7	548.6	547.4	558.2
	外来	245,308	275,301	283,802	273,936	285,106
	一日平均外来	828.7	926.9	958.7	919.2	963.2
	計	428,790	480,717	484,065	474,291	488,833

(注) 精神科は昭和60年7月1日より新設

(5) 伝染病患者収容状況

区分		年度				
		59	60	61	62	63
赤 痢	患 者	3人	1人	5人	2人	1人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	9	4	0	4	1
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	12	2	3	9	4
	死 者	1	0	0	1	0
流行性脳脊髄膜炎	患 者	0	1	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	1	2	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	25	10	8	15	7
	死 者	1	0	0	1	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本県が新生児医療に関して著しく立ち遅れている現状にかんがみ、本院は熊本県における新生児医療の中核となることが要請されている。このことにもとづき第一期増改築工事においては新生児医療機能の充実を図るとともに、とくに昭和55年4月から新生児専用救急車を24時間体制で配置するなどして、ほぼ全県域にわたって新生児の救急医療にに応じており、第二期増改築工事においてはNICUの確立を図り、昭和60年12月10日に40床を80床に増床した。

実 績

年 度		59	60	61	62	63
項 目	出生児体重 1,500g以下	84人	86人	88人	93人	94人
	出生児体重 1,500～2,500g	192	197	216	198	244
術 後 管 理		30	28	31	33	25
そ の 他 の 症 例		187	268	292	344	387
合 計		493	579	627	668	750
うち新生児専用救急車 による搬送者		320	371	380	342	356

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置  
 購入費（機器とも） 10,422千円